

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第62号

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(循環的な利用等に関する基準)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規則で定める循環的な利用等に関する基準は、次のとおり（前条第2項又は第6条第2項に規定する場合にあつては第8号及び第9号を除き、<u>特別の理由があり、かつ、生活環境の保全上支障がないと知事が認める場合（前条第2項又は第6条第2項に規定する場合を除く。）</u>にあつては第8号を除く。）とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(循環的な利用等に関する基準)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規則で定める循環的な利用等に関する基準は、次のとおり（前条第2項又は第6条第2項の<u>規定による協議である場合</u>にあつては、<u>第8号及び第9号を除く。</u>）とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。